

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約について（案）

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約を次のように定める。

西条市地域公共交通活性化協議会
会長 真鍋 和年

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約
西条市地域公共交通活性化協議会規約（平成26年12月5日施行）の一部を次のように
改正する。

第3条第1項第1号中「地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）」を「地
域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」に改め、同条第1項第2号及び第3
号中「連携計画」を「網形成計画」に改め、同条第2項を削る。

附 則
この規約は、平成27年 月 日から施行する。